

「偽装難民」防止対策とその後の「広報」の重要性

◆留学生を相手にして最も困ること

日本語学校において最も困ること、とって、様々なことがあると思う。単純に、外国から来ている学生の怪我や病気、災害、犯罪など、色々なことが挙げられるのではないだろうか。

しかし、最も心配なのは「連絡がつかないこと」ではないだろうか。災害や病気、事故などは、もちろん大変であるし、本国のご家族のことなどを考えれば、かなり重大であるという認識は間違いがない。しかし、逆に、何が原因でどうなったのか、そのことを説明することができるし、経緯もある程度分かる。また、医者や警察など、第三者がそれを説明してくれる場合も少なくない。むしろ、最も困る問題というのは、何が起きているか、こちらが把握できないことではないか。とにかく連絡がつかないと、こちらで制御不能な事態が起きた場合、本国のご家族にも説明することができないし、また、日本の公的機関も協力的ではなくなってしまう。特に行方不明の場合は、ビザの発給などの問題で、大概の場合「悪意」を持って捜査をされることが少なくないので、日本語学校の側も悪く見られてしまう場合が少なからずある。公的機関に対して協力を仰ぐどころか、そちらにも説明しなければならぬ状態になってしまう。日本語学校など、そんなに悪意を持って経営しているところは少ないのであるが、一部の例外の存在で、偏った見方をされてしまうことも少なくないので、その辺は十分に注意が必要だ。

では、「わからなくなってしまうこと」「連絡がつかないこと」というのは、どのような場合があるだろうか。一つは、「犯罪に巻き込まれた」場合である。もちろん、「巻き込まれた」という表現をする場合は被害者になるので、真相が解明した後に状況が変わることがある。困ったことになるという状態に変わりはないが、それでも少々事情が変わるのではないか。次に「犯罪者になってしまった」場合、または「犯罪を犯して逃亡している」場合などがある。この場合はかなり大きな問題になる。もちろん「犯罪」といっても故意犯と過失犯によって違うが、それでも犯罪は犯罪であるから、しっかりと責任を負ってもらわなければならないということになる。

しかし、それら犯罪に関連する内容と同じくらいに困り、なおかつ多いのが「経済的事情

によること」ではないか。もちろん、これらのことに関しては、外国人の留学生であったから問題が特殊なのではなく、「災害や事件事故」「犯罪がらみ」そして「経済的事情」により連絡がつかなくなる日本人も少なくはない。大規模な災害で一時的に電話回線などが込み合って連絡が取れないこともあるし、また、犯罪とまではいわなくても交通事故で病院に担ぎ込まれて連絡がつかなくなるということもある。経済的事情ということであれば、少し古い「夜逃げ屋本舗」(1992年東宝)などという娯楽映画ができるほど一般的であるといえる。

しかし、留学生の場合は「留学生としてのビザ」の問題があり、その部分で特殊であるといえる。また、「経済的なことを目的に留学ビザで日本に来る」という学生も少なくない。この中で最も手に負えないのが「難民申請」で、そのまま連絡が取れなくなるということになる。

◆難民申請の悪用の実態

日本語留学生を装って日本語学校に入学し、その後しばらくして難民申請を出して、そのままいなくなってしまうということが横行している。「難民申請」をすると、その難民審査に時間がかかり、その後不服申し立てをすると再審査になるので、数年間日本に滞在できる。「難民」であるかもしれないわけであるから、国外に追放するわけにもいかず、その審査も慎重に行われる。その間、生活の保障なども出ないので、日本でアルバイトに精を出してしまう。そして難民申請が却下されても、アルバイトで稼いだ金をもって本国に帰ることができるということだ。いうなれば、「難民申請」を利用した「長期間の日本での出稼ぎ」ということになってしまう。当然に、その前の留学生としてのビザは、日本に入国するためだけに利用された単なる道具に過ぎないということになるのである。

さてここで、皆さんすでにご存じとは思いますが、難民について少し考えてみよう。難民というと、日本人はすぐに「内戦などで住むところを追われた人」というイメージを浮かべる。そのうえ、日本は「難民申請の中で難民と認める人数が少ない」というような報道がなされるので、いかにも日本政府が冷たい政府のように感じてしまうことが少なくない。

そもそも、10月3日に法務省によって発表された統計によると、2017年1～6月期に日本で難民認定を申請した外国人は8561人と過去最多を更新した。これは、前年同期の5011人から1.7倍に増加した数字となっている。これに対して、同期の難民認定数は3人とどまっている。前年同期は4人だった。認定数は、通年では2016年が28人、2015年が27人だった。

これは、日本は「政治難民」、つまり政治的に迫害されていて命の危険がある場合はその難民申請を認めるが、「経済難民」、つまり国内での経済的不満や生活困窮、さらには深刻な飢餓から逃れるために、主として第三世界から先進諸国に脱出する人々の難民申請に関しては、基本的には認めていない。しかし、2010年3月から、難民申請を行った6カ月後から認定手続きが完了するまでの間、就労が認められるようになった。難民申請の期間中、生活が

困窮し、犯罪などに手を染めるケースが少なくなかったために、特例として認めたものであり、就労ビザに代わるような措置ではなかったはずである。しかし、当時の政府がその特例ということあまり主張せず、人権的措置ということを宣伝したために、この制度が、経済難民を申請しようとしている外国の人に誤って伝わり、難民認定制度を乱用または誤用する者の増加につながっているのである。

これと相まって、留学生 30 万人計画や移民受け入れの方針を政府が強く打ち出したために、より一層「経済難民」、あるいはそこまでの意識がなくても、日本での就労希望外国人が来日するようになる。しかし、日本に入国するビザがなかなか手に入らないために、観光客として日本に来たり、または留学生としてのビザを取得して、しばらく学校に来ながら難民申請をしたりという状況になってしまうのである。

このように入り口の部分で違う場合、つまり、本来は就労が目的であるのにもかかわらず、留学生のビザや、観光のビザなどで「偽装」して入国する人々を、「偽装難民」というようになり、また「偽装であることを知りながらビザを発給する業者」は、悪質な業者として処罰の対象とするような状況になってきているのである。

◆10月に発表された「偽装難民」防止対策

今年10月になりこの事態を重く見た法務省は、2010年に施行した、申請6カ月後から一律に日本での就労を許可するという現在の運用を撤廃し、就労を大幅に制限する新たな運用を始める方針を決めた。年間1万人を超す申請者の大半が就労できなくなるとみられ、急増する申請数の大幅な抑制が期待される。

今後は難民申請に対して、申請から2カ月以内に「簡易審査」を行い、「政治難民の可能性が高い者」に関しては6カ月が経過しなくても、速やかに就労の許可を出す一方、簡易審査で政治難民の可能性がない者は、速やかに国外退去をさせるということになったのである。

この方策は、難民申請者の不安定な状態を短くするだけでなく、就労を目当てにした「偽装難民」を防止することに繋がり、留学生のビザを悪用する可能性も大幅に減るということになる。法務省は、実際に、就労の許可を発給する者は、申請者全体の1%に満たないものと予想しており、特に大きな混乱はないと思われる。

さてここで「就労を認めない場合、難民申請した人はどうなるのか」ということを疑問に思う人もいるかもしれない。基本的に、収容所にいる場合は就労の必要はないので心配はないが、しばらく暮らしている人の場合は、就労が禁止されている期間、申請すれば公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部から、保護費として、

- ・生活費（一日あたり大人1500円、子供750円）
- ・上限4万円の住宅補助

が支給される。例えば、1ヶ月30日として、家族4人（父母と子供2人）で滞在すると、月13万5000円+家賃4万まで=17万5000円が支給されることになるため、そこまでの心

配は必要がないのである。

さて、この制度により日本語学校としては、「日本語学校の入学を偽装した経済難民」を防ぐことができる。要するに、冒頭に説明した「いつの間にか行方不明になってしまう」困った人を少なくすることができるということになる。

一方で、この内容を政府は、より強く、国外、特に偽装難民をしてでも日本で「出稼ぎ」しようとしている人々に伝わるように、しっかりと広報をしていただかなければならないのではないか。実際に、2010年から7年間も「誤った解釈」が継続している内容において、一朝一夕でその誤解が解けるということはほとんどない。そのような状況を放置してきた政府の責任は重く、そのことをきちんと外国に伝えなければ、「留学生 30 万人計画」も「移民政策」もすべて失敗してしまうことになりかねない。

外交、特に、「移民政策」などは、当然に日本の国民と同等に外国人を受け入れるということであり、そのためには、文化や言語、習慣も同一にすることが重要であり、そのうえでお互いを理解する必要がある。日本の文化を受け入れられないで、経済だけを目的に来日するような人々は、日本人は望んでいない。誰でもいいから移民を受け入れるというような状況であれば、政府が批判されるべき状態になり、まさに日本そのものが壊れてしまうことになるのである。そのような間違いを起こしてはならないし、また誤りがある場合はすぐに直して、その内容を広めなければならない。

政府は、このような方針を打ち出したのちに、「偽装難民」を排除することができるのか。我々も注視し、声を上げてゆかなければならないのではないか。